

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略
～マーケットイン輸出への転換のために～

令和2年11月30日

令和3年12月21日

農林水産物・食品の輸出拡大のための
輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略 ～マーケットイン輸出への転換のために～

1. はじめに

農林水産物・食品の輸出額は、2012年の約4,497億円から**倍増し、20212019**年には、**1兆円を突破した**。背景には、アジアを中心に海外の消費者の所得が向上し、日本産農林水産物・食品の潜在的購買層が増えるとともに、訪日外国人の増加等を通じて日本産農林水産物・食品の魅力が海外に広まったなどの環境変化がある。その中で、国内の農林水産事業者を中心とする関係者が様々な形で輸出事業に取り組み、成果を挙げつつある。~~この流れは、直近の新型コロナウイルス感染症等の逆風の中でも、輸出額が大きく減少していないことにも現れている。~~

この間、政府は、農林水産業・地域の活力創造本部に置かれた農林水産業の輸出力強化ワーキンググループにおいて、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月）を取りまとめた。また、平成31年4月には、農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議を設置し、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）に基づき政府一体となって輸出先国・地域との規制に係る協議等を行う体制を整備するなど、輸出促進の取組を進めてきた。

さらに、これまでの輸出拡大の成果を踏まえ、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2020」・「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）において、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という輸出額目標を設定した。この目標を実現するためには、これまでの国内市場のみに依存する農林水産業・食品産業の構造を、成長する海外市場で稼ぐ方向に転換することが不可欠である。本戦略は、こうした認識の下、農林水産事業者の利益の拡大を図るとともに、輸出の拡大を実現するため、**2020年12月に、農林水産業・地域の活力創造本部で決定されたところ 速やかに実行する施策、令和3年夏までに方向を決定して実行する施策を実行戦略としてまとめたもの**である。今回、2022年度に実施する施策及び2023年度以降の実施に向け検討する施策について本戦略を改訂し、その方向を決定する。

2. 輸出拡大実行戦略の基本的な考え方

日本の農林水産物・食品の輸出割合は他国と比較しても低く、国内市場依存型となっているため、これまでの輸出事業は、生産者が国内市場向けに生産した製品の余剰品を、輸出できる国だけに輸出するビジネスモデルが主流であった。しかし、そうした輸出事業では、そもそも日本の農林水産物・食品への認知度が低く、しばしば日本人と異なる嗜好を持つ海外の消費者に求められる製品は限られる。海外現地での販路も、現地が要求するスペック（量・価格・品質・規格）で継続的に提供できなければ一般小売店の棚を確保できないため、日本の農林水産物・食品を積極的に調達しようとする日系・アジア系の小売店・外食等に限定されているのが実態である。さらに、輸出先国・地域の衛生検疫規制や規格基準に合わない製品は全く輸出できないため、潜在的なニーズはあっても多くの製品が輸出できていない。世界の農林水産物・食品市場が拡大する中で、輸出増のポテンシャルは高いものの、こうした壁を打破し、海外市場に商流を拓き新たな稼ぎ方を常に模索し続けなければ、拡大する海外市場に広く浸透していくことは困難である。

したがって、今後、農林水産物・食品の輸出拡大を加速する上で最も必要なことは、海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の製品を専門的・継続的に生産・輸出し、あらゆる形で商流を開拓する体制の整備である。換言すると、生産から現地販売までのバリューチェーン全体を、「プロダクトアウト」から「マーケットイン」に徹底的に転換する必要がある。

この認識の下、本戦略では、次の3つの基本的考え方に基づいて政策を立案・実行する。第一に、日本の強みを最大限に**発揮 活かす品目別の具体的目標を設定**すること、第二に、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押しすること、第三に、省庁の垣根を超え政府一体として輸出の障害を克服することである。

3. 基本的な考え方に基づく具体的施策

(1) 日本の強みを最大限に**発揮するための取組 活かす品目別の具体的目標を設定**

農林水産物・食品の輸出が多い、いわゆる輸出先進国では、その国が強みを持つ品目について、~~を輸出向けに専門的・継続的に生産・輸出する体制を整備している。さらに、そうした輸出向け品目については、生産から海外販売までの幅広い関連事業者によって~~が組織化された「品目団体」が存在し、業界が一体となって、~~的にプロモーションを行っている。対象~~

品目の輸出促進に向けたプロモーション、ブランド化、品質向上のための基準作成等を行っている。

また、農産物貿易の専門部署を設置し、専門スタッフを主要な輸出先国の大使館内又は独自の海外事務所に配置するとともに、専門的知見を有するローカルスタッフを海外事務所に長期に配置することで、品目団体等に対して継続的な支援を実施している。

~~また、政府は、輸出先国・地域の規制や市場の調査、品目団体の輸出促進活動の支援等を行い、官民一体で輸出拡大に取り組んでいる。~~

他方、日本の輸出品目は、加工食品を中心に多岐にわたっており、それぞれの輸出額は小さい。これは、日本の農林水産物・食品の輸出が「国内市場向け製品の余剰品を輸出する」事業にとどまり、マーケットインによる輸出の体制が整備されていないためである。今後の輸出拡大に当たっては、海外で評価される日本の強みがある品目を中心に輸出を加速させ、その波及効果として、全体の輸出を伸ばすことを目指すべきである。~~このためしたがって、~~日本の強みを有する品目として選定したを輸出の「重点品目について、」として選定し、品目毎のターゲット国・地域への特定及び具体的な輸出目標の達成に向けて「手段の明確化を行った上で、政策資源を重点的に投入する。

①輸出重点品目と輸出目標の設定

- 海外で評価される日本の強みがあり、輸出拡大の余地が大きい品目として、以下の2827品目を重点品目に選定した~~する~~。各品目の輸出目標は、別表1にまとめた。なお、輸出重点品目以外でも、輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けるなど、輸出目標とその実行のための課題と対策を明確化する産地・事業者には引き続き適切な支援を行っていく。

重点品目	海外で評価される日本の強み
牛肉	和牛として世界中で認められ、人気が高く、引き続き輸出の伸びに期待。
豚肉	とんかつ、焼き鳥など日本の食文化とあわせて海外の日本ファンにアピールすることで、今後の輸出の伸びに期待。
鶏肉	
鶏卵	半熟たまごが浸透し、生食できる卵としての品質が

	評価され、更なる輸出の伸びに期待。
牛乳・乳製品	香港や台湾で品質が高評価。アジアを中心に輸出の可能性。
果樹（りんご）	甘くて美味しく、見た目も良い日本の果実は海外でも人気。
果樹（ぶどう）	
果樹（もも）	
果樹（かんきつ）	
果樹（かき・かき加工品）	
野菜（いちご）	
野菜（かんしょ等）※	焼き芋がアジアで大人気。輸出が急増。
切り花	外国にはない品種に強み。輸出の伸び率が高い。
茶	健康志向の高まりと日本文化の浸透とともに欧米を中心にせん茶、抹茶が普及。
コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品	冷めても美味しい等の日本産米は寿司やおにぎり等に向き、日本食の普及とともに拡大が可能。
製材	スギやヒノキは、日本式木造建築だけでなく、香りの癒しの効果も人気で、今後の輸出の伸びに期待。
合板	合板の加工・利用技術は、日本の得意分野。日本式木造建築とともに、今後の輸出の伸びに期待。
ぶり	脂がのっている日本独自の魚種。近年、米国等への輸出額が増加。
たい	縁起のよい赤色は中華圏でも好まれる。活魚輸出の増加に期待。
ホタテ貝	高品質な日本産ホタテ貝は世界で高く評価。水産物では輸出額ナンバーワン。
真珠	真珠養殖は日本発祥。日本の生産・加工技術が国際的に高評価。
清涼飲料水	緑茶飲料など日本の味が人気となり、伸び率が高い。
菓子	日本独自の発展を遂げ、他国にはない独創性。バラエティ豊かな商品とコンテンツの普及とともに海外で人気。
ソース混合調味料	カレールウなど日本食の普及とともに日本を代表する味に成長。

味噌・醤油	日本が誇る発酵食品。和食文化の浸透とともに欧米・アジア地域で人気も上昇。
清酒（日本酒）	「S A K E」は日本食のみならず各国の料理に合う食中酒等として世界中で認知が拡大中。
ウイスキー	日本製品の品質が世界中でブランドとして定着。
本格焼酎・泡盛	原料の特徴を残すユニークな蒸留酒としての評価があり、今後の輸出拡大に期待。

※その他の野菜（たまねぎ等）についても、水田等を活用して輸出産地の形成に積極的に取り組む。

②重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標、手段の明確化

- 重点品目毎に、海外の市場動向や輸出環境等を踏まえ、輸出拡大を重点的に目指す ~~ターゲット国・地域を特定する。さらに、~~主なターゲット国・地域毎の輸出目標を設定し、現地での販売を伸ばすための課題とその克服のための取組を明確化 ~~した~~ ~~する~~。重点品目別の輸出目標、ターゲット国・地域、国・地域別輸出目標及びその手段については、別表1にまとめた。

③品目団体の組織化及びその取組の強化 官民一体となった海外での販売力の強化

- 輸出促進法を改正し、主要な輸出品目毎に、生産から販売に至る関係事業者を構成員とする農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）（いわゆる品目団体）を認定する制度を創設し、当該団体による輸出拡大戦略の作成、輸出先国・地域でのニーズ調査、海外拠点の設置、販路開拓、輸出促進のための規格の策定、ブランディング、一元的な相談窓口の設置等の取組を推進する。また、国がこれらの取組に対し、立ち上げ後の一定期間を支援し、法律に基づき認定を受けた農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）（以下「認定農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）」という。）の存在価値を高める。
- 認定農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）には、業界の輸出促進活動の中心となることに加え、将来的に自主財源を増加させ、国では行えない細やかな業界支援を行うことも期待されている。このため、認定農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）は、会員等を対象とした任意のチェックオフの実施も含め自主財源の増加に取り組むよう努

めるとともに、国は、他の輸出先進国の義務的チェックオフ制度なども参考にしながら、引き続き財源の充実強化について検討する。

- ~~重点品目毎に、その特性に応じて、生産・流通・輸出販売等に取り組む関係事業者を包括する品目団体又は当該関係事業者が連携したコンソーシアムを組織化し、当該品目団体等が主体となって、生産から輸出に至るバリューチェーンを拡大し、日本の農林水産事業者の利益につながるよう、輸出産地間の連携などを通じて、ターゲット国・地域に係る情報収集、販売戦略づくり、ブランディング、商談・販路開拓支援、現地の商流との連携強化などに取り組む。このため、品目団体等の在り方について、農林水産省と関連事業者等で議論を開始しているところであるが、この中で、品目団体等の財源の確保、ジャパブランドと地域ブランドの使い分けなど、具体的な方法についても検討し、令和3年夏を目途に結論を得る。~~

④輸出先国における専門的・継続的な支援体制の強化

- 主要な輸出先国・地域において、在外公館、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員を主な構成員とする輸出支援プラットフォームを形成する。輸出支援プラットフォームでは、現地で食品産業等に精通した人材をローカルスタッフとして活用し、輸出先国・地域において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援する。まずは、2023年度までに米国、EU、タイ等の8カ国・地域において輸出支援プラットフォームを立ち上げ、順次、市場として有望な重点都市に設立する。
- 重点都市を核とする戦略的サプライチェーンを構築するため、輸出支援プラットフォームにおいて新たな規制や消費者の動向を取りまとめたカントリーレポートを作成するほか、輸出産地との間の商流づくりや現地レストラン等の組織化を支援し、現地発の自主的な活動を強化する。
- 主要な輸出先国・地域を対象に、在外公館への農水アタッシェの配置の強化と農林水産省からJETRO等への委託によりJETRO海外事務所における農林水産物・食品貿易担当官を配置し、その機能を強化する。
- 農林水産物・食品輸出本部は、輸出支援プラットフォームを活用し、輸出先国・地域の規制等に係る情報収集や現地消費者ニーズ等の海

外市場分析を行い、分かりやすいポータルサイトを立ち上げるなどして、輸出産地・事業者に提供する。

主要な輸出先国・地域	プラットフォーム設置都市候補
米国	ロサンゼルス
	ニューヨーク
EU	パリ
	ブリュッセル又はアムステルダム
ベトナム	ホーチミン
シンガポール	シンガポール
タイ	バンコク
中国	上海
	北京
	広州
	成都
香港	香港
台湾	台北

⑤ JETRO・JFOODOと品目団体等の連携

- JETROは、2021年10月に設立した運営審議会農林水産物・食品輸出促進分科会において、今後も品目団体等との意見交換を継続し、連携する。
 - ア 品目団体等が必要とするターゲット国・地域の消費者ニーズ、商慣行、規制等に関する情報を提供するとともに、品目団体等からの委託により更なる詳細調査を実施する。
 - イ 品目団体等の国・地域別戦略及び事業計画に基づき、海外見本市への出展や海外商談会の開催、国内商談会や産地へのバイヤー招へいなど、品目団体等が主体となった販路開拓への支援を強化する。
 - ウ 重点品目のターゲット国・地域において、日本産食材サポーター店や現地輸入商社、現地系流通に精通しているブローカーなど現地パートナーと連携しつつ、現地の商流構築活動の支援を強化する。
 - エ 輸出産地の要望も踏まえた上で、輸出診断、海外市場情報の提

供、個別相談、ウェブマッチングなど、実状に応じたハンズオンの支援を貿易情報センター等を通じて行うとともに、ターゲット国・地域のオンライン市場の動向等を分析して情報提供するとともに、ECサイトへの出品方法のアドバイスなどを行う。

- ~~農林水産省と経済産業省との連携の下、JETROは、上記品目団体等の主体的活動を効果的に支援するよう、品目団体等の要望をJETROの輸出支援業務に反映するための枠組みを構築するとともに、JFOODは、輸出重点品目の国別目標の実現のため、プロモーションの専門機関として、品目団体等のマーケティング戦略の策定・実施を支援するとともに、品目団体等と連携したオールジャパンでのプロモーションを推進する。~~
- JFOODは、品目団体等のマーケティング戦略の策定・実施を支援するとともに、品目団体等と連携したオールジャパンでのプロモーションを実施する。また、我が国の農林水産物・食品の価値が輸出先国・地域の消費者に正しく理解され、価値にふさわしい対価で取引される環境醸成（マーケットメイク）に取り組む。

⑥日本食・食文化の情報発信

- 日本の食文化は世界に誇る文化遺産であり、外務省、農林水産省、国土交通省等の関係省庁は、品目団体等の活動と連携した海外の消費者への日本の食品の調理方法、食べ方、地域の文化とのつながりの発信等を進め、インバウンドの促進と連携した訪日外国人への日本の食や食文化の理解・普及を図ることにより、日本の農林水産物・食品の市場を拡大する取組を支援する。

- (2) マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押し
「プロダクトアウト」から「マーケットイン」への転換には、リスクを取って輸出向け製品の生産・輸出にチャレンジする事業者が不可欠である。しかし、現在は、輸出向けの生産を行う産地や事業者は少数であり、一部の事業者がマイナーな商流で輸出事業を行っているのが実態である。結果として、大ロットでの取引や海外の小売棚の長期確保は難しく、流通コストも高くなっている。この背景には、「海外の規制やニーズに対応する生産を行うには試行錯誤が必要であり、短期的には収入増につながらない」との事業者の声がある。したがって、自らリスクを取って、海外の規制や

ニーズに対応したマーケットイン輸出に取り組む事業者や産地等に対して、重点的な支援・環境整備を行う。

また、JAグループなどの農林漁業者団体は、自ら目標等を設定しつつ、輸出促進に主体的に取り組む、農林水産省は、これに助言を行う。

①リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援

- ~~海外の規制やニーズに対応する事業者は、一時的な収入減少や輸出向け施設への設備投資などのリスクを抱える場合がある。したがって、農林中央金庫等が中心となり、リスクを取って輸出に取り組む事業者へのリスクマネーの供給を後押しし、投資を拡大するため、可能な限り速やかに「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法」(平成14年法律第52号。以下「投資円滑化法」という。)の改正法案を国会に提出するに基づき、輸出に取り組む事業者の現地法人等への投資を行う投資事業有限責任組合(LPS)の組成をはじめとした、民間金融機関等の参画を推進する。~~
- 農林水産物・食品の輸出については、輸出先国・地域の規制に対応した施設整備などの投資を行ってから収益化するまで一定期間を有する。このようなリスクに対応するため、輸出事業計画の認定を受けた農林水産事業者・食品事業者等に対する新たな制度資金(農林水産物・食品輸出基盤強化資金(仮称))の創設や、民間金融機関からの借入れに対する債務保証に係る事業者の負担を軽減するための支援について検討する。
- また、日本貿易保険(NEXI)の活用をより推進するとともに、輸出ニーズに合致した保険商品の充実、手続の簡素化を検討する。
- ~~GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)を通じて、輸出にチャレンジする事業者や産地に対する輸出先国・地域の規制やニーズの情報提供や規制等に対応した生産技術指導、新技術を導入した輸出産地の育成、輸出商社等の海外に売り込む事業者へのサポート等を行うとともに、令和2年度中に優良事例の情報発信を開始する。~~

②マーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成・展開

- 輸出先国・地域のニーズや規制に対応した産品を、求められるスペック(量・価格・品質・規格)で継続的に提供するとともに、農林水産事業者の利益につなげるため、**リスト化した主として輸出向けの**

生産を行う輸出産地を令和2年度中にリスト化（都道府県や業界団体等を通じて産地の意向を踏まえた結果、これまでに2827の重点品目で合計1,287産地・事業者を公表。）に対して、輸出産地の形成に必要な施設整備等を重点的に支援する。また、水田を転換した園地や畑地を活用し、果樹や野菜等高収益作物の輸出産地の育成・展開を図る。輸出産地・事業者とは、①加工処理しない一次産品はその生産地（生産地と連携する輸出事業者を含む。）、②主原料生産地と加工施設が紐付いた加工食品は当該生産地及び加工施設・輸出事業者（輸出産地毎に、生産・流通・輸出販売に取り組む関係事業者が連携したコンソーシアムを含む。）、③製造地に地域性がある加工食品は製造地及び製造・輸出事業者を指す。なお、主原料生産地・製造地ともに地域性を持たずに輸出に取り組む事業者がいる場合には、当該事業者を輸出の担い手と位置付け、事業者間で連携した輸出の取組を促進する。

~~また、令和3年度中を目途に、当該輸出産地について、品目の特性や産地の実情に応じて、輸出促進法に基づく輸出事業計画のスキームの下、産地毎の輸出目標やその実行のための課題と対策を明確化する。~~

- リスト化された輸出産地・事業者は、令和3年度中を目途に、輸出事業計画を必要に応じて策定するとともに、当該事業者の輸出の目標と、目標達成のための課題を明確にし、政府はその目標達成のための支援を行う。
- より効果的な支援策につなげていくため、政府が行っている農林水産物・食品の輸出に関する補助、融資、税制などの支援策について、輸出事業計画とリンクさせる方向で検討する。
- 畜産物などについて、主要産地のコンソーシアム化を進めるとともに、コンソーシアムが品目団体と連携して、商流の構築や拡大、産地の特色を活かしたブランディング、加工食品など新商品の輸出促進等に取り組む。
- 輸出が農林漁業者等を始めとする地域の事業者の利益につながっていくことが重要であることから、事業者の実態を正確に把握するための統計的手法を検討する。
- 地方農政局等に食品企業や商社OB等の民間人材を「輸出産地サポーター」として採用するなどマーケットイン輸出に向けた産地の

育成を支援する。また、農林水産省輸出・国際局にも専門人材を配置し、伴走型で支援を行う。

- 輸出産地・事業者の育成や支援に有効なGFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）については、会員が6,000近くになる中で、輸出に対する経験・規模には大きな格差があり、登録メンバーの経験・規模に応じて有効な支援が行えるよう、支援体制の在り方を検討する。

③大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築

- 輸出先国・地域のニーズや規制に対応する産地が連携して取り組む大ロット・高品質・効率的な輸出を後押しするため、農林水産省と国土交通省との連携の下、「効率的な輸出物流の構築に関する意見交換会」で整理した事項を実施するため、以下の措置を講じる。港湾や空港の具体的な利活用等の方策、輸出のための集荷等の拠点となる物流施設の整備・活用、海外におけるコールドチェーンの拠点整備・確保の方策等について検討し、令和3年夏を目途に結論を得る。

ア 設備投資の促進

輸出物流の構築に必要な設備投資を促進するため、輸出事業計画に施設設備計画を追加し、認定された計画に基づき行う施設等の整備に対し、新たな制度資金（農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称））の創設や所得税・法人税の特例（割増償却）を措置する。

また、農林水産省と国土交通省が連携し、輸出産地・事業者が港湾を活用した輸出をさらに促進するため、コールドチェーンの確保のために必要な施設等の整備を支援する。

イ 輸出物流の強化

大ロット化の推進や輸送による品質の劣化防止の観点から、輸出物流ネットワークの構築に向けた取組を進めるとともに、鮮度保持・品質管理や物流効率化を図るために必要なパレット化に適した外装サイズやコード、日本式コールドチェーン物流サービス等の規格化・標準化を進める。品目団体が、物流効率化や品質確保に向けた包装資材・保管技術の開発・実装等の取組や具体的な規格等の作成などを行えることとし、国は、これを支援する。さらに、大ロットで取引されている品目に対応した効率的な輸送方法について検討する。

④輸出を後押しする農林水産・食品事業者の海外展開の支援

- 我が国の農林水産事業者・食品事業者の利益となる海外展開の取組を整理したガイドラインを令和3年度中に作成し、令和4年度から、ガイドラインに沿って活動を行う事業者に対し、重点都市に設立する輸出支援プラットフォームを活用して、現地のビジネス慣習や法規制等に関する専門的知見について、輸出先国・地域において、アドバイスを行う支援体制を整備する。
- 海外現地法人を設立し、設備投資等を行う場合の資金供給を促進するとともに、投資円滑化法に基づき、輸出に取り組む事業者の海外現地法人等への投資を行う投資事業有限責任組合（LP S）の組成による資金供給の促進に取り組む。

(3) 省庁の垣根を超え政府一体として輸出の障害を克服

マーケットイン輸出への転換に当たっては、海外現地での情報収集や売り込み、輸入規制等に係る政府間協議、食品安全管理、知的財産管理、流通・物流整備、研究開発など様々な関連分野で、政府による環境整備が不可欠である。例えば、海外でニーズがあるにも関わらず、日本からの輸入が規制されている、海外の規制に対応する国内の加工施設が少ない等の理由により輸出できない産品は依然として多い。また、輸出先国における規制措置は強化される方向にあり、国内事業者がその都度対応を求められることがある。さらに、優れた産品を有しているにも関わらず、植物品種や家畜遺伝資源が流出し、海外事業者が利益を享受して、国内事業者の利益につながっていないケースもある。こうした輸出の障害を克服するため、政府一体で取り組む体制の整備を含めた取組を効果的に推進する。

①輸出先国における輸入規制の撤廃

- 放射性物質に係る日本産農林水産物・食品への輸入規制については、2021年にイスラエル、シンガポール及び米国で規制が撤廃されたところであり、規制撤廃に向けて国内手続を開始した英国を含め、規制を維持している14の国・地域における規制の早期撤廃に向けて、外務省、厚生労働省、農林水産省等の関係省庁が農林水産物・食品輸出本部の下で政府一体となって、各国・地域に対し、あらゆる機会を捉え、より一層働きかけていく。

①輸出加速を支える政府一体としての体制整備

- また、重点品目を中心に、規制導入に関する情報を現地で早期に収集し、国内に提供する体制を整えるとともに、輸出の障害となる輸出先国・地域の規制の緩和・撤廃等に向け、~~外務省、厚生労働省、農林水産省等の関係省庁は、~~農林水産物・食品輸出本部の下で政府一体となって協議を行う。○~~特に市場規模が最も大きい中国について、あらゆる機会を捉えて、放射性物質に係る輸入規制の撤廃や牛肉の輸出再開、精米の輸出拡大等を目指す。~~

②①輸出加速を支える政府一体としての体制整備

- 輸出に際し、輸出先国・地域から衛生証明書等の輸出証明書の発行を求められるケースが増えている中、輸出先国・地域との交渉を通じて民間検査機関が輸出証明書の発行を行うことができる場合も出てきていることから、輸出促進法を改正し、登録発行機関（仮称）による輸出証明書の発行の規定を置くことを検討する。
- 輸出証明書発給の電子化について、当面の取組として、現在電子メールで輸出証明書の送付を行っている事例を他の国・地域でも適用できるように、輸出先国・地域に働きかけるとともに、オンラインで完結される手続の1つとして、証明書発行手数料のオンライン納付の仕組みを検討する。
- 中国において、輸入される食品の製造等を行った企業の登録を求める規定が2022年1月から施行予定であることを踏まえ、引き続き、対象品目について、中国政府に対し速やかな企業登録を行うとともに、規定の詳細について調整及び照会を進めながら、事業者に適切な情報提供を行い、中国向け輸出に混乱が生じないよう対応する。
- 植物検疫の輸出検査事務について、輸出事業者の多様なニーズに応じた輸出検査の実施を可能とするため、国際基準で認められ、諸外国でも行われている手法である第三者機関の活用を可能とすることを検討する。
- ~~農林水産省及び経済産業省は、原産地証明書の取得に当たり、生産証明書だけでなく地理的表示（GI）等も有効とする運用改善、自己証明制度の活用拡大などを図ることにより、EPAの特恵利用を促進する。~~
- 規制の緩和・撤廃等に向けた輸出先国・地域との協議や、輸出先

国・地域の基準に適合した施設認定等の進捗状況を踏まえつつ、令和2年中に輸出促進法に基づく実行計画の見直しを行う。

- あわせて、海外の残留農薬等の基準に対処できるよう、当該基準に適合した防除体系や有機栽培への転換等を進めるほか、減農薬栽培や天敵農薬といった技術、抵抗性品種等の開発を推進するとともに、これらの研究開発に資するよう令和2年度中に品目別の輸出拡大に向けた技術的な課題の把握を行う。
- 世界的にオーガニックなどの持続性に配慮した食品の需要が高まっており、令和3年5月に決定された「みどりの食料システム戦略」に基づき、2050年までにオーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大し、有機製品の供給を増大する。
- また、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）を改正し、JAS規格の対象に有機酒類を追加する方向で検討するとともに、JAS規格と海外の規格との同等性の承認を得るための交渉（同等性交渉）を進める。
- 海外における日本のブランド製品の模倣品等の流通を防ぐため、国内におけるGI登録申請の促進に加え、中国とのGIの相互保護の枠組みづくり等の相互保護に係る交渉を進める。

③②輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援

- 輸出先国・地域の規制に対応するためのHACCP対応施設などの整備目標を設定し（別表2）の達成に向けて、計画的な施設整備に対する向けた支援を行うとともに、厚生労働省及び農林水産省が連携し、輸出促進法に基づく適合施設の認定を迅速に行う。また、個々の施設整備は、各輸出産地が認定を受ける輸出事業計画に反映し、施設整備を具体的な輸出につなげる。
- 加工食品の輸出対応に必要な製造ラインの構築や機器整備、トレーサビリティ確保のためのIT化等に必要な設備投資を促進するため、輸出事業計画に施設設備計画を追加し、認定された計画に基づき行う施設等の整備に対し、新たな制度資金（農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称））の創設や所得税・法人税の特例（割増償却）を措置する。
- 地域の中小食品企業については、単独では輸出先の発掘や大ロッ

トの輸出、棚の確保を行うことが困難であるため、地域の食品企業の協業の推進により、このような課題の克服を目指す。このため、共同で輸出事業計画を策定し、関係者が連携して取り組む海外市場調査、販路開拓、輸出用商品開発等を支援する。

- 加工食品の輸出の大きな障害である食品添加物規制については、引き続き、輸出先国・地域に対する食品添加物の認可申請を支援するとともに、早急に輸出を増加させる観点から、輸出先国・地域の規制に合った食品添加物の代替利用を促進するため、現状把握や代替品の調査を行うとともに、食品添加物規制に対応した新商品の開発を支援する。
- ~~○ 地域の輸出向け加工食品の開発や輸出の取組等を支援するため、地域の輸出に取り組む加工食品事業者との協力体制（加工食品クラスター）の構築について検討し、令和3年夏を目途に結論を得る。~~

④③日本の強みを守るための知的財産対策強化

- 農業分野における技術・ノウハウ等の知的財産について、「不正競争防止法」（平成5年法律第47号）の営業秘密を保護する枠組みを活用できるよう、令和3年度中に農業分野固有の取引慣行等を踏まえた営業秘密の管理方法等を整理したガイドラインを作成する。
- ~~○ 輸出拡大を目指し、モノの輸出に加えて、海外の需要をより広く獲得し、持続的に稼げる仕組みを構築しようとする事業者の動きがあるが、そのために必要な生産・加工・販売等の関連事業の海外展開が、我が国のノウハウなどの流出につながらないように、我が国の農林水産業・食品産業の利益となる海外展開の推進方策について検討し、令和3年夏を目途に結論を得る。~~
- 植物品種について、「種苗法」（平成10年法律第83号）に基づく登録品種の海外持出制限や登録品種の増殖の許諾制等を活用し、育成者権者による品種の適切な管理により海外流出防止を進めるとともに、海外での侵害に対しても権利行使ができるよう海外での育成者権の取得や侵害対策を支援する。
- ~~○ 我が国の品種や生産・加工技術などが海外に流出し、日本の事業者の輸出等の支障にならないよう知的財産対策を強化する。このため、海外での品種登録、「種苗法の一部を改正する法律」に基づく輸出先国・地域の指定などを行う品種数などの数値目標を、改正法の施行後、~~

~~速やかに設定する。~~

- ~~また、和牛遺伝資源について、「家畜改良増殖法」（昭和 25 年法律第 209 号）に基づき、令和 3 年度に実施した全国の家畜人工授精所への法令の遵守状況に係る調査結果等を踏まえ、令和 4 年度中に、立入検査の実施等により指導内容の徹底を図り、更なる流通管理の適正化を推進する。「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」（令和 2 年法律第 2 2 号）に基づき、家畜遺伝資源生産事業者の契約による使用者の範囲や使用目的の制限の明示の取組を進める。~~

(4) 新たな取組を実現するための法制度の見直し

①輸出促進法等の改正

- 輸出促進法を改正し、以下の 1 から 4 までの内容を措置することを検討する。
 - 1 農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）の認定制度の創設
 - ・ 輸出先国・地域でのニーズ調査やブランディングなどの市場の開拓等を実施する法人を申請に基づき認定する仕組みを創設する。認定を受けた農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）は、輸出促進のための規格の策定や任意のチェックオフも実施することができることとする。
 - ・ 輸出促進法に基づく基本方針の記載事項に、農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）の支援の方針を位置付ける。
 - 2 輸出事業計画に対する支援の拡充
 - ・ 輸出事業計画の追加的記載事項として、輸出事業に必要な施設の整備に関する事項を規定する。
 - ・ 輸出事業計画の認定を受けた者が輸出事業を実施するために必要な資金の貸付けに関する株式会社日本政策金融公庫の業務の特例（資金用途の追加、長期の償還期限）等を措置する。
 - 3 民間検査機関による輸出証明書の発行
 - ・ 国が登録した民間検査機関（登録発行機関（仮称））が輸出証明書の発行を行えるよう措置する。
 - 4 輸出促進に関する基本方針の記載事項の追加

- ・ 農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）の支援に関する事項を追加する。
 - ・ J A S規格の同等性承認の交渉及びG Iの相互保護に関する事項を追加する。
- J A S法を改正し、以下の内容を措置することを検討。
- ・ J A S規格の制定の対象に有機酒類を追加し、同等性の承認を活用した有機酒類の輸出を拡大する。
 - ・ 認定農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）が同等性承認の交渉を求めた場合の国の責務を明確化する。
 - ・ 外国政府に予め登録された登録認証機関に対し、事業者の認証に係る情報が他の登録認証機関から提供される仕組みを導入する。

②農林水産物・食品の輸出拡大に関連した植物防疫法の改正

- 農林水産物・食品の輸出拡大に関連して、「植物防疫法」（昭和 25 年法律第 151 号）を改正し、輸出検疫が必要な植物等の輸出に当たり、農林水産大臣の認定を受けた者（第三者機関）が植物防疫官に代わり輸出検査の一部を実施することができることとする。

③金融・税制による幅広い支援

- 輸出に特化した新たな公庫資金として、農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）を創設し、認定された輸出事業計画に基づき行う輸出事業に必要な施設整備に加えて、長期運転資金や海外子会社への転貸に用途を拡充するとともに、償還期限を 25 年以内とする。
- 認定された輸出事業計画に基づき行う施設等の整備に対する所得税・法人税の特例（割増償却）を措置する。

(5) 国の組織体制の強化

上記の取組を実行するため、~~令和3年度に~~農林水産省に「輸出・国際局において」を設置し、既存の施策の見直しも含め、輸出拡大のための施策を強力に推進するとともに、政府全体の司令塔組織である農林水産物・食品輸出本部の運用等を通じて、同局を中心として、輸出関連施策を政府一体となって実施する。

また、~~「輸出・国際局」（仮称）~~は、農林水産省の輸出関係予算を一元

的に管理し、農林水産物・食品の輸出拡大に資するものとなっているかをチェックするとともに、輸出に向けた具体的な成果目標を設定し、その執行においては、具体的な輸出拡大につながっているか不断の検証と見直しを行う。